第10回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

事業報告の「6.　業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

個　別　注　記　表

（平成27年７月１日から平成28年６月30日まで）

ペプチドリーム株式会社

当社は、第10回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の業務の適正を確保するための体制及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://www.peptidream.com/ir/）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

事業報告

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は、下記のとおりであります。

なお、当該体制の平成27年７月１日から平成28年６月30日までの運用状況については、定例取締役会（12回開催）及び臨時取締役会（４回開催）を開催し、重要な意思決定及び取締役の業務執行状況に関する監督が行われたほか、監査役会が３回、監査等委員会が10回開催されております。また、内部監査計画に基づく内部監査を実施し、業務の適正を確保するための対応を継続しております。

（1） 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア 取締役会は、企業行動憲章を制定し、全社にこれを周知徹底する。

イ 取締役会は、コンプライアンスに係る規程を制定し、取締役及び使用人がコンプライアンスを推進するための体制を整備する。

ウ 監査等委員会は、監査等委員会監査基準等に基づき、取締役会に出席するほか、業務執行状況の調査等を通じて、取締役の職務の執行を監査する。

エ 内部監査人は、使用人が法令及び定款並びに会社諸規程に準拠した業務執行を行なっているかを定期的に監査し、監査結果について使用人に対し講評するとともに、代表取締役社長に対し監査報告を行う。

（2） 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録及び取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る文書及び情報につき、文書管理規程等必要な規程を制定し、これらの規程等に従い情報を適切に保存及び管理するものとし、必要な関係者が閲覧できる体制とする。

（3） 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を及ぼすリスクに備えるため、取締役会はリスク管理に係る規程を制定し、想定されるリスクの洗出しと予防策の策定、並びにリスクが発生した際の危機管理体制を整備する。

（4） 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア　取締役会は、中期経営計画及び年次経営計画を策定し、各部門は当該計画の達成のために適切な運営活動を実施する。

イ　取締役会は、業務分掌規程及び職務権限規程、稟議規程等を制定し、これらの規程に基づき使用人に権限を委譲し、決裁権限を明確にすることにより、職務の執行を円滑なものとする。

ウ　業務執行の管理・監督を行うため、定例取締役会を月１回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催する。

エ　定例取締役会において月次業績の分析・評価を行い、必要な措置を講ずる。

（5） 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在、当社に子会社等は存在しないが、将来において子会社等を設立する場合には、企業集団全体で内部統制の徹底を図るべく所要の体制を整備する。

（6） 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人を配置するとともに、配置に当たっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査等委員会と協議し、その意見を十分考慮して配置する。

（7） 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

ア　監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の独立性を確保するため、監査等委員会から監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、部長等の指揮命令を受けない。

イ　当該使用人の人事異動及び評価等については、監査等委員会の事前の同意を得て決定する。

（8） 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

ア　取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて業務執行状況を報告する。

イ　取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告する。

ウ　当社は、内部通報制度に基づく通報又は監査等委員会に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、当該報告者である取締役及び使用人に対し不利な取り扱いを行わない。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア 監査等委員会は、監査等委員会監査基準等に基づき、取締役会に出席するとともに、議事録、稟議書等業務に関する重要な文書を閲覧、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができる。

イ 代表取締役社長は、監査等委員会との間で適宜会合を持つ。

ウ 監査等委員会は、会計監査人と適宜会合を持ち、会計監査内容についての説明を受け、情報交換など連携を図る。

エ 監査等委員会は、内部監査人と緊密な連携を保ち、適宜情報交換を行う。

オ 当社は、監査等委員が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

(10) 財務報告の信頼性を確保する体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制に関する基本方針書を制定し、適切な財務情報を作成するために必要な体制・制度の整備・運用を組織的に推進するとともに、統制活動の有効性について継続的に評価をし、必要に応じて統制活動の見直しを図る。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

ア 市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力と関係を持つことは、会社の事業継続に重大な影響を及ぼすものであるという考えのもと、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関わりを持たないことを企業行動憲章において宣言する。

イ 反社会的勢力の経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を未然に防止するため、反社会的勢力排除規程を制定し、反社会的勢力排除のための社内体制の整備を推進する。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産　　定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物附属設備　　８年～15年
工具、器具及び備品　３年～５年

無形固定資産　　定額法を採用しております。
なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（５年）に基づいております。

(2) 繰延資産の処理方法

株式交付費　　支出時に全額費用として処理しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜処理を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　366,219千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の種類及び総数

（単位：株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	13,803,300	42,637,500	―	56,440,800
合計	13,803,300	42,637,500	―	56,440,800

(変動事由の概要)
発行済株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

・普通株式１株につき４株とする株式分割による増加 (効力発生日：平成27年７月１日) 41,409,900株

・新株予約権の行使による増加 1,227,600株

（2）当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

（単位：株）

	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数
第２回新株予約権（平成19年４月27日開催株主総会決議）	普通株式	96,000
第５回新株予約権（平成23年４月26日開催株主総会決議）	普通株式	8,300,000
第６回新株予約権（平成26年８月19日開催取締役会決議）	普通株式	168,400

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
前受金	145,954千円
資産除去債務	4,814千円
未払事業税	47,676千円
その他	27,514千円
繰延税金資産　小計	225,959千円
評価性引当額	△25,423千円
繰延税金資産　合計	200,535千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対する除去費用	△4,814千円
繰延税金負債　合計	△4,814千円
繰延税金資産の純額	195,721千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	33.1％
(調整)	
交際費等永久に算入されない項目	0.5％
住民税均等割	0.2％
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.6％
試験研究費等の特別控除	△1.1％
その他	△0.1％
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.2％

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金の運用については、投機的な取引は行わない方針であり、安全性の高い金融資産に限定しております。また、必要な資金については、基本的に自己資金を充当することとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金の一部は外貨預金であり、為替変動リスクにさらされております。営業債権である売掛金は、極めて限定的ではありますが、顧客の信用リスクにさらされております。営業債務である買掛金、未払金は、１年以内の支払期日となっております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに適切な与信管理を実施することにより月単位で回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスクの管理

外貨預金について、為替の変動リスクが経営に与える影響は重要ではないと認識しておりますが、定期的に為替相場を把握し為替変動リスクを管理しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	6,909,149	6,909,149	—
(2) 売掛金	1,400,938	1,400,938	
資産計	8,310,088	8,310,088	—
(3) 買掛金	10,197	10,197	—
(4) 未払金	57,004	57,004	—
(5) 未払法人税等	729,304	729,304	—
負債計	796,506	796,506	—

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(3) 買掛金、(4) 未払金、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　181円38銭

(2) 1株当たり当期純利益　28円45銭

8. 関連当事者との取引に関する注記

計算書類作成会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	リード・パトリック	―	―	当社取締役	(被所有)直接 4.6	―	新株予約権の行使(注１)	110,000	―	―
役員	舛屋圭一	―	―	当社取締役	(被所有)直接 0.0	―	新株予約権の行使(注２)	357,240	―	―
役員	関根喜之	―	―	当社取締役	(被所有)直接 0.0	―	新株予約権の行使(注２)	326,462	―	―

(注)　１．平成23年４月26日株主総会決議に基づく第５回新株予約権の権利行使であり、払込金額は１株につき22円であります。

２．平成27年８月19日定時取締役会決議に基づく第６回新株予約権の権利行使であり、払込金額は１株につき2,748円であります。

9. 企業結合に関する注記

（取得による企業結合）

当社は、平成27年６月19日開催の取締役会決議に基づき、平成27年８月１日付で株式会社ファルマデザインから同社の創薬研究事業及び受託研究事業の全部を譲り受けました。

１．企業結合の概要

(1)相手企業の名称及び取得する事業の内容

相手企業の名称　　株式会社ファルマデザイン

取得する事業の内容　　創薬研究事業及び受託研究事業

(2)譲受の目的

株式会社ファルマデザインの創薬研究事業及び受託研究事業を当社に取り込むことにより、当社独自の創薬開発プラットフォームシステム：PDPS（Peptide Discovery Platform System）により得られた化合物（特殊ペプチド）を創薬候補物質として最適化するために必要なインシリコシミュレーション機能を強化して、自社内において体系化することを目的としています。これにより、創薬候補物質創出の可能性を向上させることができるとともに、創薬候補物質を創出するまでの研究開発期間を短縮し、コスト面の合理化に寄与することを期待しています。

(3)企業結合日
平成27年８月１日
(4)企業結合の法的形式
現金を対価とする事業譲受
(5)結合後企業の名称
変更はありません。
(6)取得企業を決定するに至った根拠
現金を対価として事業を譲り受けたため。

２．取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価（現金）	105,000千円
取得原価	105,000千円

３．主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザー等に対する報酬・手数料等　　9,026千円

４．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
(1)発生したのれんの金額
101,280千円
(2)発生原因
今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力によるものです。
(3)償却方法及び償却期間
５年間にわたる均等償却

５．企業結合日に受け入れた資産及び負債の額並びにその内訳

流動資産	3,719千円
資産合計	3,719千円

10.　重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。